

7 情報公開条例

目次

- 第1章 総則（第1条 - 第3条）
 - 第2章 行政文書の開示（第4条 - 第18条）
 - 第3章 会議の公開（第19条）
 - 第4章 情報公開の総合的推進（第20条・第21条）
 - 第5章 情報公開審査会（第22条 - 第34条）
 - 第6章 雑則（第35条 - 第40条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利及び県の保有する情報の公開の総合的な推進に関して必要な事項を定めることにより、県政運営の透明性の一層の向上を図り、もって県の有するその諸活動を説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による県政の監視と参加の充実を推進し、及び県政に対する県民の理解と信頼を確保し、公正で開かれた県政の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「実施機関」とは、知事、公営企業管理者、病院事業管理者、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会並びに宮城県住宅供給公社、宮城県道路公社及び宮城県土地開発公社（以下「公社」という。）をいう。

2 この条例において「行政文書」とは、実施機関の職員（公社にあっては、役員を含む。以下この項において同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及びスライドフィルム（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。次項において同じ。）並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。次項において同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。

3 この条例において「行政文書の開示」とは、文書、図画又は写真を閲覧又は写しの交付により、スライドフィルム又は電磁的記録をその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が別に定める方法により公開することをいう。

（責務）

第3条 実施機関は、この条例に定められた義務を遂行するほか、その保有する情報を積極的に公開するよう努めなければならない。この場合において、実施機関は、個人に関する情報が十分保護されるよう最大限の配慮をしなければならない。

2 行政文書の開示を請求しようとするものは、この条例により保障された権利を正当に行使し、情報の公開の円滑な推進に努めなければならない。

第2章 行政文書の開示

（開示請求権）

第4条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、行政文書の開示を請求することができる。

（開示請求の手続）

第5条 前条の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 開示請求をするものの氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名

(2) 行政文書の件名その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項

(3) その他実施機関が別に定める事項

2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をしたもの（以下「開示請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

（開示請求に対する決定等）

第6条 実施機関は、開示請求のあった日から起算して15日以内に、行政文書の全部若しくは一部を開示する旨の決定、行政文書を開示しない旨の決定、第11条の規定により開示請求を拒否する旨の決定又は開示請求に係る行政文書を保有していない旨の決定（以下「開示決定等」と総称する。）をしなければならない。ただし、前条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、開示決定等をしたときは、速やかに、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。ただし、開示請求のあった日に行政文書の全部を開示する旨の決定をしたときは、その旨を口頭により通知することができる。

3 実施機関は、行政文書の全部を開示する旨の決定以外の開示決定等をしたときは、その理由（その理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その理由及び期日）を前項の書面に具体的に記載しなければならない。

4 第1項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに、開示請求者に対し、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示の実施）

第7条 実施機関は、前条第1項の行政文書の全部又は一部を開示する旨の決定（以下「開示決定」という。）をしたときは、速やかに、開示請求者に対し、行政文書の開示をしなければならない。

2 閲覧の方法による行政文書の開示にあつては、実施機関は、当該行政文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、前項の規定にかかわらず、その写しにより、これを行うことができる。

3 開示決定を受けた者は、前条第2項の規定による通知があつた日から90日以内に開示を受けなければならない。ただし、当該期間内に当該開示を受けることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

（行政文書の開示義務）

第8条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

(1) 法令（条例を含む。以下同じ。）の規定により公開することができないとされている情報

(2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報

ロ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家

- 公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）及び公社の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分
- (3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれると認められるもの。ただし、事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報を除く。
- (4) 公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報
- (5) 県の機関又は国等（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人その他の公共団体をいう。以下この項において同じ。）の機関が行う衛生、営業、建築、交通等に係る規制等に関する情報であって、公開することにより、人の生命、身体、健康、生活又は財産の保護に支障が生ずるおそれのあるもの
- (6) 県、公社又は国等の事務事業に係る意思形成過程において行われる県の機関内部若しくはは機関相互の間若しくは公社内部又は県の機関、公社、国等の機関の相互の間における審議、検討、調査、研究等に関する情報であって、公開することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に支障が生ずると明らかに認められるもの
- (7) 県の機関、公社又は国等の機関が行う検査、監査、取締り、争訟、交渉、渉外、入札、試験その他の事務事業に関する情報であって、当該事務事業の性質上、公開することにより、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められるもの
- 2 前項の場合において、開示請求に係る行政文書が地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定により、警察の職員が知事の委任を受け、又は知事の補助執行として作成し、又は取得したものであるときは、同項第4号中「支障が生ずるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」とあるのは、「支障が生ずるおそれのある情報」として同項の規定を適用する。ただし、実施機関が公安委員会又は警察本部長である場合で、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報のいずれかが記録されているときは、この限りでない。
- (1) その団体又はその団体の構成員が集団的に又は常習的に犯罪を行うおそれのある団体に係る取締りに関する情報
- (2) 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）の規定による犯罪の捜査、公訴の維持又は刑の執行に関する情報
- (3) 犯罪の予防、鎮圧若しくは捜査に関し情報を提供したものの、第1号の取締り（以下この号において「取締り」という。）の対象となった団体若しくは前号の犯罪の捜査（以下この号において「捜査」という。）の対象となったもの又は取締り若しくは捜査の関係者が識別され、又は識別され得る情報
- (4) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査に係る方法、技術、特殊装備、態勢等に関する情報（部分開示）

第9条 実施機関は、開示請求に係る行政文書の一部に前条の規定により開示することができない情報（以下「非開示情報」という。）が記録されている場合において、非開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと明らかに認められるときは、この限りでない。

（公益上の理由による裁量的開示）

第10条 実施機関は、開示請求に係る行政文書に非開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。

（行政文書の存否に関する情報）

第11条 開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）

第12条 開示請求に係る行政文書に県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体、地方独立行政法人、公社及び開示請求者以外のもの（以下この条、第15条第3号及び第17条において「第三者」という。）に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他実施機関が別に定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る行政文書の表示その他実施機関が別に定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第8条第1項第3号ただし書の情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている行政文書を第10条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該行政文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第15条第3号において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、実施機関は、正当な理由があるときは、同項に規定する期間を延長することができる。

（事案の移送）

第12条の2 実施機関は、開示請求に係る行政文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において開示決定等をするにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前に行った行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が開示決定をしたときは、当該実施機関は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必

要な協力をしなければならない。

- 4 第1項の規定は、開示請求に係る行政文書が議会の事務局の職員により知事の補助執行として作成されたものであるときその他議会の議長（以下この項において「議長」という。）において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときについて準用する。この場合において、議長に対し事案が移送されたときは、開示請求のあった日に、議長に対し、宮城県議会の保有する情報の公開に関する条例（平成11年宮城県条例第27号）の規定による公文書の開示請求があったものとみなす。

（手数料等）

第13条 行政文書の開示に係る手数料は、徴収しない。

- 2 第4条の行政文書の開示又は第30条第1項の閲覧等を請求して文書、図画又は写真の写しの交付その他の物品の供与を受けるものは、当該供与に要する費用を負担しなければならない。

（会社に対する異議申立て）

第13条の2 会社がした開示決定等又は会社に対する開示請求に係る不作為について不服がある者（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）は、会社に対して行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による異議申立てをすることができる。

（審査会への諮問等）

第14条 開示決定等について行政不服審査法による不服申立てがあった場合は、当該不服申立てに対する決定又は裁決をすべき実施機関は、当該不服申立てが不適法であるためにこれを却下するときを除き、宮城県情報公開審査会（次項において「審査会」という。）に諮問しなければならない。

- 2 前項の場合において、同項の実施機関は、審査会に対し、審議に必要な資料を提出するものとする。

（諮問をした旨の通知）

第15条 前条第1項の規定による諮問をした実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げるものに対し、諮問した旨を通知しなければならない。

- (1) 不服申立人及び参加人
- (2) 開示請求者（開示請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 前条第1項の不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

（答申の尊重）

第16条 諮問実施機関は、第14条第1項の規定による諮問に対する答申があったときは、その答申を尊重して、同項の不服申立てについての決定又は裁決を行わなければならない。

（第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続）

第17条 第12条第3項及び第4項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定又は裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定又は裁決
- (2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る行政文書を開示する旨の決定又は裁決（第三者である参加人が当該行政文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

（他の法令による開示の実施との調整）

第18条 この章の規定は、他の法令（個人情報保護条例（平成8年宮城県条例第27号）を除く。）の規定により、何人にも開示請求に係る行政文書が第2条第3項に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。）には、同項の規定にかかわらず、当該同一の方法による開示に係る当該行政文書については、適用しない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

- 2 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第2条第3項の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

3 この章の規定は、図書館その他の県の施設において、県民の利用に供することを目的として管理している行政文書については、適用しない。

- 4 この章の規定は、法律の規定により行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の規定の適用を受けないこととされる行政文書については、適用しない。

第3章 会議の公開

（会議の公開）

第19条 実施機関の附属機関の会議その他の実施機関が別に定める会議（法令の規定により公開することができないとされている会議を除く。）は、公開するものとする。ただし、次に掲げる場合であって当該会議の構成員の3分の2以上の多数で決定したときは、非公開の会議を開くことができる。

- (1) 非開示情報が含まれる事項について調停、審査、審議、調査等を行う会議を開催する場合
- (2) 会議を公開することにより、当該会議の公正かつ円滑な運営に支障が生ずると認められる場合

第4章 情報公開の総合的推進

（情報公開の総合的推進）

第20条 県は、第2章に定める行政文書の開示及び前章に定める会議の公開のほか、県民が県政に関する情報を迅速かつ容易に得られるよう、情報提供施策及び情報公表制度の充実を図り、情報の公開の総合的な推進に努めるものとする。

（情報提供施策等の充実）

第21条 県は、広報媒体の効果的な活用及び自主的広報手段の充実を努めるとともに、刊行物その他の行政資料を広く閲覧に供すること等により、その保有する情報を県民に積極的に提供するよう努めるものとする。

- 2 県は、法令の規定により義務付けられた情報公表制度の内容の充実を図るとともに、県政に関する情報を公開する制度の整備に努めるものとする。

第5章 情報公開審査会

（設置等）

第22条 第14条第1項の規定による諮問又は情報の公開に関する事項についての諮問に応じ不服申立て等について調査審議するため、宮城県情報公開審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、前項の規定による調査審議のほか、情報の公開に関する重要事項について、実施機関に建議することができる。

（組織）

第23条 審査会は、委員5人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

（任期）

第24条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

（会長）

第25条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第26条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審査会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審査会の調査権限)

第27条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等に係る行政文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書の開示を求めることができない。

2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審査会は、第14条第2項の規定により提出された資料のほか、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等に係る行政文書に記録されている情報の内容及び当該開示決定等を判断した理由を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するように求めることができる。

4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問実施機関(以下「不服申立人等」という。)に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認めるものにその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第28条 審査会は、不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、不服申立人又は参加人は、審査会の承認を得て、補佐人とともに出席することができる。

(意見書等の提出)

第29条 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めるときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の閲覧等)

第30条 不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書若しくは資料の閲覧又はそれらの写しの交付(以下この条において「閲覧等」という。)を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧等を拒むことができない。

2 審査会は、閲覧等について、日時及び場所を指定することができる。

(不服申立てに関する調査審議の会議の非公開)

第31条 第14条第1項の規定による諮問に応じ、審査会が調査審議する会議は、公開しない。

(答申書の送付等)

第32条 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(秘密の保持)

第33条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第34条 この章に定めるもののほか、審査会の運営及び調査審議の手續に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

第6章 雑則

(行政文書の管理)

第35条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、行政文書を適正に管理するものとする。

2 実施機関は、行政文書の管理に関する定めを設けるとともに、これを一般の閲覧に供しなければならない。

3 前項の行政文書の管理に関する定めにおいては、行政文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の行政文書の管理に関する必要な事項について定めるものとする。

(開示請求をしようとするものに対する情報の提供等)

第36条 実施機関は、開示請求をしようとするものが容易かつ確実に開示請求をすることができるよう、当該実施機関が保有する行政文書の特定に資する情報の提供その他開示請求をしようとするものの利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(施行の状況の公表)

第37条 知事は、毎年度、各実施機関におけるこの条例の施行の状況を取りまとめ、これを公表しなければならない。

(出資団体等の情報公開)

第38条 県から出資、出えん又は補助金等(補助金、交付金、負担金又は委託料をいう。以下同じ。)の交付(以下「出資等」という。)を受けた団体(公社を除く。以下「出資団体等」という。)は、当該出資等の公共性にかんがみ、当該出資団体等の保有する情報の公開に努めなければならない。

2 実施機関は、その所管する出資団体等のうち次に掲げるものであって別に指定するもの(以下「特定出資団体等」という。)に関する行政文書の開示決定等を円滑かつ適正に行うため、特定出資団体等との協議に基づいて協定を締結することにより、当該特定出資団体等に係る開示請求があった場合において、当該開示請求に係る行政文書を保有していないときは、当該特定出資団体等に対し、当該開示請求の対象となった文書の提出を求めることができる。

(1) 資本金又は基本財産(基金を含む。)の額のうちに県からの出資又は出えんの額が占める割合が4分の1以上の出資団体等

(2) 県から一会計年度において受けた補助金等の合計額が5千万円以上であって、当該会計年度における予算総額のうちに当該補助金等の合計額が占める割合が2分の1以上である出資団体等

3 前項の規定により特定出資団体等から提出があった文書は、第2章の規定の適用については、行政文書とみなす。

4 特定出資団体等は、この条例の趣旨に即して、第2項の規定による協定を締結するほか、その保有する情報の公開に関する規程を定め、当該情報の一層の公開に努めなければならない。

5 県は、出資団体等について、その目的及び業務の内容に応じ、当該出資団体等の情報の公開が推進されるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(指定管理者の情報公開)

第38条の2 県が設置する公の施設(地方自治法第244条第1項に規定する公の施設をいう。以下同じ。)の管理を行う指定管理者(同法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)は、公の施設の管理の公共性にかんがみ、この条例の趣旨に即して、その保有する公の施設の管理に係る情報の公開に関する規程を定め、当該情報の一層の公開に努めなければならない。

2 県は、その設置する公の施設の管理を指定管理者に行わせるときは、公の施設の設置の目的及びその業務の内容に応じ、公の施設の管理に関する情報の公開が推進されるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(委任)

第39条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、実施機関が別に定める。

(罰則)

第40条 第33条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処

する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成11年7月1日から施行する。
(審査会の同一性)
- 2 この条例の施行の際現に改正前の情報公開条例(以下「旧条例」という。)第16条第1項の規定により置かれている宮城県情報公開審査会(以下「旧審査会」という。)は、改正後の情報公開条例(以下「新条例」という。)第22条第1項の規定により置かれた審査会として同一性をもって存続するものとする。
(審査会委員の任命及び任期の特例)
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第17条第2項に規定する委員である者は、この条例の施行の日(以下この項において「施行日」という。)に、新条例第23条第2項の規定により委員に任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、新条例第24条第1項の規定にかかわらず、施行日における旧条例第18条第1項の規定による委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
(開示請求に係る経過措置)
- 4 この条例の施行の際現に実施機関に対してされている旧条例の規定による公文書の開示の請求は、新条例の規定による行政文書の開示の請求とみなす。
(開示請求に対する決定の経過措置)
- 5 この条例の施行の際現に開示請求者に対してされている旧条例第7条第1項の公文書の開示をするかどうかの決定は、新条例第6条第1項の開示決定等とみなす。
(不服申立てに係る経過措置)
- 6 この条例の施行の際現に実施機関に対してされている旧条例第12条第1項の不服申立ては、新条例第14条第1項の不服申立てとみなす。
(諮問に係る経過措置)
- 7 この条例の施行の際現に審査会に対してされている旧条例第12条第1項の規定による諮問は、新条例第14条第1項の規定による諮問とみなす。
(答申に係る経過措置)
- 8 この条例の施行の際現に実施機関に対してされている旧条例第12条第2項の答申は、新条例第16条の答申とみなす。
(手続等に係る経過措置)
- 9 この条例の施行の際現に旧条例の規定によりされた手続、処分その他の行為(附則第4項から前項までに規定するものを除く。)は、新条例の相当の規定によりされた手続、処分その他の行為(附則第4項から前項までに規定するものを除く。)とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
(情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この条例の施行前に前項の規定による改正前の情報公開条例(次項において「旧情報公開条例」という。)の規定により知事が行った行為(病院事業管理者の事務に係るものに限る。)は、この条例による改正後の情報公開条例(次項において「新情報公開条例」という。)の規定により病院事業管理者が行ったものとみなす。
- 3 この条例の施行前に旧情報公開条例の規定により知事に対してなされた行為(病院事業管理者の事務に係るものに限る。)は、新情報公開条例の規定により病院事業管理者に対してなされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)の施行の日(平成13年4月1日)から施行する。ただし、目次の改正規定、第12条の次に1条を加える改正規定、第14条第1項の改正規定及び第6章中第39条の次に1条を加える改正規定は公布の日から施行する。
(検討)
- 2 県は、この条例の施行後4年を目途として、改正後の情報公開条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の情報公開条例(以下「新条例」という。)第8条及び第12条の規定は、この条例の施行の日以後にされた開示請求(新条例第五条第1項に規定する開示請求をいう。以下同じ。)について適用し、同日前にされた開示請求については、なお従前の例による。

附 則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

8 個人情報保護条例

目次

- 第1章 総則（第1条 - 第5条）
- 第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護（第6条 - 第15条）
- 第3章 開示，訂正及び利用停止
 - 第1節 開示（第16条 - 第26条）
 - 第2節 訂正（第27条 - 第32条）
 - 第3節 利用停止（第33条 - 第36条）
 - 第4節 不服申立て（第37条 - 第40条）
- 第4章 事業者が取り扱う個人情報の保護（第41条 - 第45条）
- 第5章 個人情報保護審査会（第46条 - 第58条）
- 第6章 雑則（第59条 - 第64条）
- 第7章 罰則（第65条 - 第71条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は，実施機関が保有する個人情報の開示，訂正及び利用停止を求める権利その他の個人情報の保護に関し必要な事項を定めることにより，個人情報の適正な取扱いの確保及び個人の権利利益の侵害の防止を図り，もって個人の人格と尊厳の尊重に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報及び法人その他の団体（国，独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。），地方公共団体及び地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）を除く。以下「法人等」という。）に関する情報に含まれる当該法人等の役員に関する情報を除く。）であって，特定の個人が識別され，又は識別され得るものをいう。
- (2) 実施機関 知事，公営企業管理者，病院事業管理者，教育委員会，選挙管理委員会，人事委員会，監査委員，公安委員会，警察本部長，労働委員会，収用委員会，海区漁業調整委員会及

び内水面漁場管理委員会をいう。

(3) 事業者 法人等及び事業を営む個人をいう。

(4) 行政文書 実施機関の職員が職務上作成し，又は取得した文書，図画，写真及びスライドフィルム（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。以下同じ。）並びに電磁的記録（電子的方式，磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって，当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして，当該実施機関が保有しているものをいう。

(5) 本人 個人情報から識別され，又は識別され得る個人をいう。

（実施機関の責務）

第3条 実施機関は，この条例の目的を達成するため，個人情報の保護に関し必要な施策を講じなければならない。

（事業者の責務）

第4条 事業者は，個人情報を取り扱うときは，個人情報の保護の重要性を認識し，個人の権利利益を侵害することのないよう，その適正な取扱いに努めなければならない。

2 県が出資する法人のうち実施機関が定めるものは，前項に規定するほか，当該実施機関がこの条例の規定に基づき実施する個人情報の保護に係る施策に留意しつつ，個人情報の保護に関し必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（県民の責務）

第5条 県民は，個人情報の保護の重要性を認識し，自ら自己の個人情報の保護に努めるとともに，他人の個人情報の取扱いに当たっては，その権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

第2章 実施機関が取り扱う個人情報の保護

（個人情報取扱事務の登録及び閲覧）

第6条 実施機関は，個人情報を取り扱う事務であって，個人の氏名，生年月日その他の記述又は個人別に付された番号，記号その他の符号により当該個人を検索し得る状態で個人情報が記録された行政文書を使用するもの（以下「個人情報取扱事務」という。）について，次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）を作成し，一般の閲覧に供しなければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称及び概要
- (2) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称
- (3) 個人情報取扱事務の目的
- (4) 個人情報取扱事務の対象者
- (5) 個人情報の記録項目
- (6) 個人情報の処理形態
- (7) 個人情報取扱事務を実施機関以外のものに行わせることの有無
- (8) 個人情報の収集先
- (9) 個人情報の利用及び提供の状況
- (10) 個人情報取扱事務の開始年月日及び登録年月日
- (11) その他実施機関が定める事項

2 実施機関は，個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは，あらかじめ，当該個人情報取扱事務について登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも，同様とする。

3 実施機関は，前項の規定により登録した個人情報取扱事務を廃止したときは，速やかに，当該個人情報取扱事務の登録を抹消しなければならない。

4 前3項の規定は，次に掲げる個人情報取扱事務については，適用しない。

- (1) 県の職員又は職員であった者に係る人事、給与、福利厚生等に関する個人情報取扱事務
- (2) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に関する個人情報取扱事務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、宮城県個人情報保護審査会（第46条第1項を除き、以下「審査会」という。）の意見を聴いた上で実施機関が定める個人情報取扱事務

（収集の制限）

第7条 実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ当該個人情報を取り扱う目的を明らかにし、当該目的を達成するために必要な範囲内で収集しなければならない。ただし、実施機関が犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持を目的として収集するときは、この限りでない。

2 実施機関は、個人情報を収集するときは、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から直接収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令（条例を含む。以下同じ。）に定めのあるとき。
- (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を確保するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (4) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持を目的として収集するとき。

(5) 出版、報道等により公にされたものから収集するとき。

(6) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は実施機関以外の県の機関から収集する場合で、事務の執行上やむを得ないと認められるとき。

(7) 他の実施機関から次条各号のいずれかに該当する提供を受けて収集するとき。

(8) 前各号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するため相当な理由があると実施機関が認めるとき。

4 実施機関は、思想、信条又は信教に関する個人情報及び社会的差別の原因となるおそれのある個人情報を収集してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令に定めのあるとき。
- (2) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持を目的として収集するとき。

(3) 審査会の意見を聴いた上で実施機関が当該個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要と認めるとき。

（利用及び提供の制限）

第8条 実施機関は、前条第1項の目的以外の目的で個人情報を利用し、又は提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 法令に定めのあるとき。
- (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を確保するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (4) 出版、報道等により公にされているとき。
- (5) 専ら学術研究等の目的のために利用し、又は提供する場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- (6) 同一実施機関内で利用する場合又は他の実施機関、実施機関以外の県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人に提供する場合であって、事務に必要な限度で使用し、かつ、使用することに相当な理由があると認められるとき。
- (7) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持を目的

として前号に規定する者以外のものに提供する場合であって、当該目的の達成に必要な限度で提供し、かつ、提供することに特別の理由があると認められるとき。

(8) 前各号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いた上で、個人情報を使用することに相当な理由があると実施機関が認めるとき。

（オンライン結合による提供の制限）

第9条 実施機関は、個人情報取扱事務を電子計算機を使用して処理する場合にあつては、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益の侵害を防止するための措置が講じられている場合を除き、通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器の結合（以下「オンライン結合」という。）により個人情報を実施機関以外のものに提供してはならない。

2 実施機関は、オンライン結合による個人情報の実施機関以外のものへの提供を開始しようとするときは、あらかじめ審査会の意見を聴かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令に定めのあるとき。
- (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を確保するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (4) 出版、報道等により公にされているとき。
- (5) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持を目的として警察庁に提供するとき。

3 前項の提供の内容を変更しようとするときも、同項と同様とする。

（提供を受けるものに対する措置要求）

第10条 実施機関は、実施機関以外のものに個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、個人情報の提供を受けるものに対し、当該提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずることを求めなければならない。

（適正管理）

第11条 実施機関は、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要な範囲内で、個人情報を正確なものに保つために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（個人情報の消去）

第12条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務の目的に照らし、保有の必要がない又は保有の必要がなくなった個人情報については、速やかに、かつ、確実に消去の措置を講じなければならない。ただし、歴史的又は文化的資料として保存される行政文書に記録されている個人情報については、この限りでない。

（職員等の義務）

第13条 実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

（委託等に伴う措置）

第14条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務を実施機関以外のものに委託するとき、又は公の施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設をいう。以下同じ。）の管理を指定管理者（同法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるときは、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

（委託を受けたもの等の義務）

第15条 実施機関から個人情報を取り扱う事務の委託を受けたもの又は公の施設の管理を行う指定管理者は、当該委託又は管理の事務を行うに当たって取り扱う個人情報の保護に関し必要な措

置を講じなければならない。

- 2 前項の委託又は管理の事務に従事している者又は従事していた者は、当該事務に関して知り得た個人情報のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

第3章 開示、訂正及び利用停止

第1節 開示

(開示請求権)

第16条 何人も、実施機関に対し、行政文書に記録されている自己を本人とする個人情報の開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人(次条第2項において単に「法定代理人」という。)は、当該未成年者又は成年被後見人に代わって開示請求をすることができる。

3 死者の個人情報については、次に掲げる者(以下「遺族」という。)に限り、開示請求をすることができる。

(1) 当該個人情報の本人の配偶者(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)又は子

(2) 前号に掲げる者がいない場合にあっては、当該個人情報の本人の血族である父母

(3) 前2号に掲げる者がいない場合にあっては、当該個人情報の本人の血族である祖父母、孫又は兄弟姉妹

(開示請求の手續)

第17条 開示請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 開示請求をしようとする個人情報の特定に必要な事項

(3) その他実施機関が定める事項

2 開示請求をしようとする者は、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人若しくはその法定代理人又は遺族であることを証明するために必要な書類で実施機関が指定するものを提出し、又は提示しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供しよう努めなければならない。

(個人情報の開示義務)

第18条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次に掲げる情報(以下「非開示情報」という。)のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

(1) 法令の規定により開示することができないとされている情報

(2) 開示請求に係る個人情報の本人以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により当該本人以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、当該本人以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は当該本人以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお当該本人以外の個人の権利利益を害するおそれのあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令の規定により又は慣行として当該本人が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報が含まれている場合であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を損なうおそれのあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

(4) 開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(5) 県又は国等(国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人その他の公共団体をいう。以下この項において同じ。)の事務事業に係る意思形成過程において行われる県の機関内部若しくは県の機関相互又は県の機関と国等の機関との間における審議、検討、協議等に関する情報であって、開示することにより、当該事務事業又は将来の同種の事務事業に係る意思形成に支障が生ずるおそれのあるもの

(6) 県の機関又は国等の機関が行う事務事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務事業の性質上、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれのあるもの

イ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

ロ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ハ 指導、評価、選考、判定、診断等に係る事務に関し、当該事務若しくは将来の同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれ

ニ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

ホ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障が生ずるおそれ

ヘ 県、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(7) 第16条第2項の規定による開示請求に係る個人情報であって、開示することにより、当該個人情報の本人である未成年者又は成年被後見人の権利利益を害するおそれのあるもの

2 実施機関は、開示請求に係る個人情報に非開示情報に該当する個人情報とそれ以外の個人情報とがある場合において、これらの部分を容易に、かつ、開示請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、当該非開示情報に該当する個人情報に係る部分を除いて、開示しなければならない。

(裁量的開示)

第19条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に非開示情報が含まれている場合であっても、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該個人情報を開示することができる。

(個人情報の存否に関する情報)

第20条 開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する決定等)

第21条 実施機関は、開示請求書が提出されたときは、当該開示請求書が提出された日から起算して15日以内に、開示請求に係る個人情報の全部若しくは一部を開示する旨の決定、開示請求に係る個人情報を開示しない旨の決定、第20条の規定により開示請求を拒否する旨の決定又は開示請求に係る個人情報を保有していない旨の決定(以下「開示決定等」と総称する。)をしなければならない。ただし、第17条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、開示決定等をしたときは、開示請求者に対し、速やかにその旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定以外の開示決定等をしたときは、その理由(その理由がなくなる期日をあらかじめ明示することができるときは、その理由及び期日)を前項の書面に記載しなければならない。

4 実施機関は、やむを得ない理由により第1項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、当該期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに延長の期間及び理由を書面により開示請求者に通知しなければならない。

(開示請求に係る事案の移送)

第22条 実施機関は、開示請求に係る個人情報が他の実施機関から提供されたものであるとき、その他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定(以下「開示決定」という。)をしたときは、当該実施機関は、開示の実施を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第23条 開示請求に係る個人情報に県、国、独立行政法人等、県以外の地方公共団体、地方独立行政法人及び当該開示請求に係る個人情報の本人以外のもの(以下この条、第38条第3号及び第40条各号において「第三者」という。)に関する情報が含まれているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が別に定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、第三者に関する情報が含まれている個人情報を開示しようとする場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容その他実施機関が別に定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 当該第三者に関する情報が第18条第1項第2号口又は第3号ただし書の情報に該当すると認められるとき。

(2) 第19条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該第三者に関する情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書(第38条第3号において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、実施機関は、正当な理由があるときは、同項に規定する期間を延長することができる。

(開示の方法)

第24条 実施機関は、開示決定をしたときは、開示請求者に対し、文書、図面又は写真については閲覧又は写しの交付により、スライドフィルム又は電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関が別に定める方法により、速やかに当該個人情報を開示しなければならない。

2 閲覧の方法による行政文書の開示にあっては、実施機関は、前項の規定により個人情報を開示する場合に、当該行政文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、同項の規定にかかわらず、その写しにより、これを行うことができる。

3 開示決定を受けた者は、第21条第2項の規定による通知があった日から90日以内に開示を受けなければならない。ただし、当該期間内に当該開示を受けることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

4 第17条第2項の規定は、第1項の規定により個人情報の開示を受ける者について準用する。

(開示の請求等の特例)

第25条 実施機関が別に定める個人情報は、第17条第1項の規定にかかわらず、口頭により開示請求を行うことができる。

2 実施機関は、前項の規定により口頭による開示請求があったときは、当該実施機関が別に定める方法により直ちに開示しなければならない。

(手数料等)

第26条 個人情報の開示に係る手数料は、徴収しない。

2 第24条第1項に規定する写しの交付その他の物品の供与を受ける者は、当該供与に要する費用を負担しなければならない。

第2節 訂正

(訂正請求権)

第27条 何人も、開示を受けた自己に関する個人情報が事実と合致していないと認めるときは、実施機関に対し、その訂正の請求(以下「訂正請求」という。)をすることができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、当該未成年者又は成年被後見人に代わって訂正請求をすることができる。

3 死者の個人情報については、当該個人情報の開示を受けた遺族に限り、訂正請求をすることができる。

4 訂正請求は、個人情報の開示を受けた日から90日以内に行わなければならない。

(訂正請求の手續)

第28条 訂正請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「訂正請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 訂正請求をしようとする個人情報の開示を受けた日

(3) 訂正請求をしようとする個人情報の特定に必要な事項

(4) 訂正を求める内容

- (5) その他実施機関が定める事項
- 2 訂正請求をしようとする者は、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等を実施機関に提出し、又は提示しなければならない。
- 3 第17条第2項の規定は、前条第1項から第3項までの規定により訂正請求をしようとする者について準用する。
- 4 実施機関は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（個人情報の訂正義務）

第29条 実施機関は、訂正請求があったときは、必要な調査を行い、当該訂正請求に係る個人情報が事実と合致していないと認めるときは、当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該個人情報の訂正をしなければならない。ただし、法令に定めのあるとき、その他訂正しないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

（訂正請求に対する決定等）

- 第30条 実施機関は、訂正請求書が提出されたときは、当該訂正請求書が提出された日から起算して30日以内に訂正請求に係る個人情報を訂正するかどうかの決定をしなければならない。ただし、第28条第4項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。
- 2 実施機関は、訂正請求に係る個人情報を訂正する旨の決定（以下「訂正決定」という。）をしたときは、速やかに、当該個人情報を訂正した上で、訂正請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- 3 実施機関は、訂正請求に係る個人情報の全部又は一部を訂正しない旨の決定をしたときは、訂正請求者に対し、速やかにその旨及びその理由を書面により通知しなければならない。
- 4 第21条第4項の規定は、前2項の決定（以下「訂正決定等」という。）について準用する。

（訂正請求に係る事案の移送）

- 第31条 実施機関は、訂正請求に係る個人情報が第22条第3項の規定による開示に係るものであるとき、その他他の実施機関において訂正決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、訂正請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。
- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該訂正請求についての訂正決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。
- 3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が訂正決定をしたときは、移送をした実施機関は、当該訂正決定に基づき訂正の実施をしなければならない。

（個人情報の提供先への通知）

第32条 実施機関は、訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該訂正に係る個人情報を提供したものに対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

第3節 利用停止

（利用停止請求権）

- 第33条 何人も、開示を受けた自己に関する個人情報が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。
- (1) 第7条の規定に違反して収集されたとき、第8条の規定に違反して利用されているとき、又は第12条の規定に違反して保有されているとき 当該個人情報の利用の停止又は消去
- (2) 第8条又は第9条の規定に違反して提供されているとき 当該個人情報の提供の停止
- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人は、当該未成年者又は成年被後見人に代わって、前項

の規定による利用の停止、消去又は提供の停止の請求（以下「利用停止請求」と総称する。）をすることができる。

- 3 死者の個人情報については、当該個人情報の開示を受けた遺族に限り、利用停止請求をすることができる。
- 4 利用停止請求は、個人情報の開示を受けた日から90日以内に行わなければならない。

（利用停止請求の手続）

第34条 利用停止請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「利用停止請求書」という。）を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 利用停止請求をしようとする個人情報の開示を受けた日
- (3) 利用停止請求をしようとする個人情報の特定に必要な事項
- (4) 利用停止請求の内容及び理由
- (5) その他実施機関が定める事項

2 第17条第2項の規定は、前条第1項から第3項までの規定により利用停止請求をしようとする者について準用する。

3 実施機関は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

（個人情報の利用停止義務）

第35条 実施機関は、利用停止請求があったときは、必要な調査を行い、当該利用停止請求に理由があると認めるときは、当該実施機関における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な限度で、当該利用停止請求に係る個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」と総称する。）を行わなければならない。ただし、当該個人情報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（利用停止請求に対する決定等）

第36条 実施機関は、利用停止請求書が提出されたときは、当該利用停止請求書が提出された日から起算して30日以内に利用停止請求に係る個人情報の利用停止をしようとするかどうかの決定をしなければならない。ただし、第34条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、利用停止請求に係る個人情報の利用停止をする旨の決定をしたときは、速やかに、当該個人情報の利用停止をした上で、利用停止請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、利用停止請求に係る個人情報の全部又は一部の利用停止をしない旨の決定をしたときは、利用停止請求者に対し、速やかにその旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

4 第21条第4項の規定は、前2項の決定（以下「利用停止決定等」という。）について準用する。

第4節 不服申立て

（審査会への諮問等）

第37条 開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する決定又は裁決をすべき実施機関は、当該不服申立てが不適法であり、却下する場合を除き、審査会に諮問しなければならない。

2 前項の場合において、実施機関は、審査会に対し、審議に必要な資料を提出するものとする。

（諮問をした旨の通知）

第38条 前条第1項の規定により諮問した実施機関（以下「諮問実施機関」という。）は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 不服申立人及び参加人
- (2) 開示請求者又は利用停止請求者（これらの者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）
- (3) 不服申立てに係る開示決定等について、反対意見書を提出した第三者（当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。）

（答申の尊重）

第39条 諮問実施機関は、第37条第1項の規定による諮問に対する答申があったときは、その答申を尊重して、同項の不服申立てについての決定又は裁決を行わなければならない。

（第三者からの不服申立てを棄却する場合における手続）

第40条 第23条第3項及び第4項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定又は裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定又は裁決
- (2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る個人情報を開示する旨の決定又は裁決（第三者である参加人が当該個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第4章 事業者が取り扱う個人情報の保護

（指針の作成等）

第41条 知事は、事業者が個人情報の保護について自主的に適切な措置を講ずることができるよう、審査会の意見を聴いた上で事業者が個人情報の保護を行うための指針を作成し、公表するものとする。

2 実施機関は、事業者の個人情報の保護について普及啓発に努めるとともに、必要に応じ、事業者に対し指導及び助言を行うものとする。

（説明又は資料の提出の要求）

第42条 実施機関は、事業者の個人情報の取扱いが不適正である疑いがあると認めるときは、事実を明らかにするために必要な限度で、当該事業者に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。

（是正勧告）

第43条 実施機関は、事業者の個人情報の取扱いが著しく不適正であると認めるときは、当該事業者に対し、その取扱いを是正するよう勧告することができる。

（公表）

第44条 実施機関は、事業者が、第42条の説明若しくは資料の提出を正当な理由なしに拒否し、又は前条の是正勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。この場合において、実施機関は、あらかじめ、当該事業者に対し意見陳述の機会を与えなければならない。

（苦情相談の処理）

第45条 実施機関は、事業者の個人情報の取扱いについて苦情の相談があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

第5章 個人情報保護審査会

（設置等）

第46条 知事又は実施機関の諮問に応じ、第6条第4項第3号、第7条第3項第8号及び第4項第3号、第8条第8号、第9条第2項及び第3項、第37条第1項又は第41条第1項の規定による諮問事項その他の個人情報の保護に関する事項を調査審議するため、宮城県個人情報保護審査会を置く。

2 審査会は、前項に規定するもののほか、個人情報の保護制度の運営に関する重要事項について、実施機関に建議することができる。

（組織）

第47条 審査会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。

（任期）

第48条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長）

第49条 審査会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第50条 審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審査会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（審査会の調査権限）

第51条 審査会は、必要があると認めるときは、実施機関の職員その他の関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

2 審査会は、第37条第1項の規定による諮問があった場合において、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る個人情報が記録されている行政文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書に記録されている個人情報の開示を求めることができない。

3 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

4 審査会は、第37条第2項の規定により提出された資料のほか、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る個人情報の内容及び開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等を判断した理由を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

5 第2項及び前項に規定するもののほか、審査会は、不服申立てに係る事件に関し、不服申立人、参加人又は諮問実施機関（以下「不服申立人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認めるものにその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第52条 審査会は、不服申立人等から申立てがあったときは、当該不服申立人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、不服申立人又は参加人は、審査会の承認を得て、補佐人とともに出席することができる。

（意見書等の提出）

第53条 不服申立人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（提出資料の閲覧等）

第54条 不服申立人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書若しくは資料の閲覧又はそれらの写しの交付その他の物品の供与（以下この条において「閲覧等」という。）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他

- 正当な理由があるときでなければ、その閲覧等を拒むことができない。
- 2 審査会は、前項の規定による閲覧等について、日時及び場所を指定することができる。
- 3 第1項の規定による写しの交付その他の物品の供与を受ける者は、当該供与に要する費用を負担しなければならない。
(調査審議の会議の非公開)
- 第55条 第6条第4項第3号、第7条第3項第8号及び第4項第3号、第8条第8号、第9条第2項及び第3項又は第37条第1項の規定による諮問に応じて審査会が調査審議する会議は、公開しない。
(答申書の公表等)
- 第56条 審査会は、諮問に対する答申をしたとき、又は第46条第2項の規定による建議をしたときは、その内容を公表するものとする。
- 2 審査会は、前項の諮問が第37条第1項の規定によるものである場合においては、答申書の写しを不服申立人及び参加人に送付するものとする。
(秘密の保持)
- 第57条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
(委任)
- 第58条 この章に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。
- 第6章 雑則
(適用除外)
- 第59条 第2章、第3章及び第7章の規定は、図書館その他の県の施設において、一般の利用に供することを目的として収集し、保有している図書、資料、刊行物等に記録されている個人情報については、適用しない。
- 2 第3章の規定は、刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判、検察官、検察事務官若しくは司法警察職員が行う処分、刑若しくは保護処分の執行、更生緊急保護又は恩赦に係る個人情報(当該裁判、処分若しくは執行を受けた者、更生緊急保護の申出をした者又は恩赦の上申があった者に係るものに限る。)については、適用しない。
(他の法令との調整)
- 第60条 次に掲げる個人情報については、第2章、第3章及び第7章の規定は、適用しない。
- (1) 統計法(昭和22年法律第18号)第2条に規定する指定統計を作成するために集められた個人情報
- (2) 統計法第8条第1項の規定により総務大臣に届け出られた統計調査によって集められた個人情報
- (3) 統計報告調整法(昭和27年法律第148号)の規定により総務大臣の承認を受けた統計報告(同法第4条第2項に規定する申請書に記載された専ら統計を作成するために用いられる事項に係る部分に限る。)の徴集によって得られた個人情報
- (4) 統計調査条例(平成4年宮城県条例第15号)第2条第2項に規定する県指定統計調査によって集められた個人情報
- 2 第3章第1節の規定は、他の法令(情報公開条例(平成11年宮城県条例第10号)を除く。)の規定により、開示請求者に対し開示請求に係る個人情報が第24条第1項に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。)には、当該同一の方法で開示することとされている個人情報については、適用しない。ただし、当該他の法令の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。
- 3 他の法令の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を第24条第1項の閲覧とみ

- なして、前項の規定を適用する。
- 4 第2項の規定により開示を受けた場合には、第27条第1項から第3項まで又は第33条第1項から第3項までの規定の適用については、開示を受けたものとみなす。
- 5 他の法令の規定により自己に関する個人情報の訂正又は利用停止をすることができる場合には、第3章第2節及び第3節の規定は、適用しない。
- 6 第3章の規定は、第1項各号に掲げる個人情報を除き、法律の規定により行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)の規定の適用を受けないこととされる個人情報については、適用しない。
(苦情の処理)
- 第61条 実施機関は、当該実施機関の個人情報の取扱いについて苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。
(運用状況の公表)
- 第62条 知事は、毎年度、各実施機関におけるこの条例の運用状況を取りまとめ、これを公表しなければならない。
(国又は他の地方公共団体との協力)
- 第63条 知事は、個人情報の取扱いに関し、個人の権利利益を保護するため必要があると認めるときは、国若しくは他の地方公共団体に協力を要請し、又は国若しくは他の地方公共団体の協力の要請に応ずるものとする。
(委任)
- 第64条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。
- 第7章 罰則
- 第65条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第15条第1項の委託若しくは管理の事務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された行政文書であって、個人の氏名、生年月日その他の記述等により当該個人を容易に検索することができるように体系的に構成されたもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- 第66条 前条に規定する者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された行政文書(前条に規定するものを除き、その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 第67条 第65条に規定する者が、その業務に関して知り得た行政文書に記録されている個人情報を自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 第68条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真若しくはスライドフィルム又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 第69条 第57条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- 第70条 第15条第1項の委託若しくは管理の事務を行う法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第65条から第67条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。
- 2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につきその法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第71条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示（第25条第2項の規定による開示を含む。）を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。ただし、第7条第4項、第8条第3項第7号及び第4項ただし書、第9条第7号並びに第10条第2項中審査会の意見を聴くことに関する部分、第27条第1項、第4章並びに附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に行われている個人情報取扱事務に係る第7条第2項及び第10条第2項の規定の適用については、第7条第2項中「を新たに開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは「で現に行われているものについて、この条例の施行後遅滞なく」と、第10条第2項中「開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは「現に行っているときは、この条例の施行後遅滞なく」とする。

（附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正）

3 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和28年宮城県条例第69号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕 略

（情報公開条例の一部改正）

4 情報公開条例の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕 略

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成11年7月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置）

9 この条例の施行前に前項の規定による改正前の個人情報保護条例（次項において「旧個人情報保護条例」という。）の規定により知事が行った行為（病院事業管理者の事務に係るものに限る。）は、この条例による改正後の個人情報保護条例（次項において「新個人情報保護条例」という。）の規定により病院事業管理者が行ったものとみなす。

10 この条例の施行前に旧個人情報保護条例の規定により知事に対してなされた行為（病院事業管理者の事務に係るものに限る。）は、新個人情報保護条例の規定により病院事業管理者に対してなされたものとみなす。

附 則

この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第19条並びに第26条第3項及び第5項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、平成13年1月6日から施行する

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成17年4月1日から施行する。

（是正申出に係る経過措置）

2 この条例の施行の際現に実施機関に対してされている第1条の規定による改正前の個人情報保護条例（次項において「旧条例」という。）第23条の規定による是正の申出は、なお従前の例による。

（手続等に係る経過措置）

3 旧条例の規定によりされた手続、処分その他の行為は、第1条の規定による改正後の個人情報保護条例中これに相当する規定がある場合には、同条例の相当規定によりされた手続、処分その他の行為とみなす。

（準備行為）

4 第2条の規定による改正後の個人情報保護条例を施行するために必要な同条例第6条第4項第3号、第7条第3項第8号及び第4項第3号、第8条第8号、第9条第2項及び第3項の規定による諮問その他の準備行為は、第2条の規定の施行前においても行うことができる。

（住民基本台帳法施行条例の一部改正）

5 住民基本台帳法施行条例（平成14年宮城県条例第51号）の一部を次のように改正する。第2条中「第32条第1項」を「第46条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する

附 則

この条例は、公布の日から施行する

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の個人情報保護条例第41条第2項又は第42条から第45条までの規定により知事がした行為は、改正後の個人情報保護条例第41条第2項又は第42条から第45条までの規定により実施機関がしたものとみなす。